

平成 21 年度第 1 回税制調査会議事録

日 時：平成 21 年 10 月 8 日（木）16 時 00～

場 所：内閣総理大臣官邸大ホール

○峰崎財務副大臣

皆さん、大変御苦労様でございます。

ただいまから税制調査会を開催いたします。会長の御指示により、議長を務めさせていただきます。

新政府税制調査会創設に当たり、鳩山内閣総理大臣よりごあいさつを賜ります。

○鳩山内閣総理大臣

第 1 回目の政府税制調査会、開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

これが新政権における政府税制調査会だと、まさに画期的だと今、皆様方のこのメンバーを拝見しながら感じたところでございます。

御案内のとおり新しい政権になりましたが、前政権では今までずっと党の税制調査会と政府税制調査会、この 2 つが機能しておりました。そしてどちらがより強い権限を持っていたかといえ、ややもすると党税調の方が指導力を発揮していた。まさに二元的な税制調査会であったと思います。そのことがいろんな意味で混乱をもたらしたのではないかと。

私たちは新政権を樹立するに当たって、政府と与党との一元化ということをやったわけでございます。まさにその姿が今日ここに現れているということございまして、ある意味で「政治とは税なり」と、税の議論こそ政治家が真剣に行わなければならない最大のテーマだと思っておりますが、その政府税制調査会がこの議員で構成をされているということ、まさに画期的だと先ほど申し上げたところでございます。

是非、財務大臣であります藤井税制調査会長の御指導をいただきながら、この国の未来に向けてあり得べき税制の在り方というものを真剣に国民のために議論していただき、結論を得ていただきたい、心からそのことをお願い申し上げます。

我が国が御案内のとおり、少子高齢化という、また人口減少という大変厳しい環境の中でどのような税制がふさわしいのか、社会保障と併せて税制をどのようにしつらえていくかということは最大のテーマであろうかと思っております。是非、皆様方にそのことを御認識いただく中で、ふさわしいメンバーが選ばれていると私も基本的に自負しておりますので、皆様方の大活躍を心からお願い申し上げたいと思っております。

納税者の立場に立った税制の在り方、公平・公正・透明・納得と、そのようなことをキーワードとしながら、これから議論を進めていただければ大変幸いです。

長い話を申し上げても、せん方ない話でございまして、具体的な内容に関しましては、諮問の中に述べさせていただいておりますので、それをどうぞお読みいただいて、その方針にのっとして御議論を展開していただくことを心から祈念を申し上げて、まずは総理としての皆様方への諮問、お願いの、また大いに期待を申し上げますという期待の言葉といたしたいと思っております。

お互いに頑張りましょう。頑張ってください。ありがとうございます。

○峰崎財務副大臣

ただいま、鳩山内閣総理大臣のお話にありましたように、具体的な諮問文というものがございます。それについてただいま総理から藤井会長に諮問文の手交をお願い申し上げます。

(「諮問文」手交)

○峰崎財務副大臣

続きまして、藤井会長、菅副総理・会長代行、原口会長代行よりごあいさつをいただきたいと思っております。

まず、藤井税制調査会会長、よろしくお願ひいたします。

○藤井会長

ただいま鳩山総理大臣から諮問をいただきました。もう総理がお話しのとおり、我々はこの御諮問の趣旨にのっとして、積極的な討議を交わし、1つの結論を出してまいりたいと思っております。

特にこの税制調査会は、これも総理がお話しになりましたように、二元化していた従来の税制調査会を一元化し、しかも政府の税調というのははっきり申せば数が多くて、利益代表的な人が結構いたわけでありましたが、今回はそういうことを全くなくして、責任を持って税制を考えてくださる皆様方だけで構成するという非常に画期的なものだと思っております。

特にこの税制は非常に長期的な観点もございまして、菅国家戦略担当大臣と緊密な連絡をとりながら、今後の議論を進めてまいりたいと思っております。

この予算の方は、年内編成ということをはっきり言っているわけです。したがって、その側面にあります税制についても年内編成であるという前提でまずお願いをいたしたいと思っております。そのためには、また同時に予算は、今まで積みもった自民党政治の無駄だとか不要不急だとかそういうものがいっぱいあるわけでありまして、それを徹底的に直して、新しい我々の理念に基づいた予算編成をやっていくわけでありまして、税制も同じだと思っております。

税制もどうか今までの税の中には、非常に過去の自民党政治の中で一部の利

益団体というものに乗っかっているようなものも多いわけでありますから、そこいらを徹底的に見直していき、そしてその予算と平仄を合わせた良い税制をつくりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

冒頭も鳩山総理からお話のように、どうか皆様方はそういう昔流の利益代弁ではなく、国の在り方に立った税制の御議論をお願ひいたしたいと思います。

あと一つだけ租税特別措置について申し上げたいんですが、これも全く今の話なんです。租税特別措置というものの中には、過去の利益団体との結び付きの上にできているものがあります。これは皆さんの方が御承知のとおりでありまして、これについては早速プロジェクトチームをつくって、11月の後半までに議論を重ねていただき、その上に立って最終的な議論をして一つのものに年内にまとめたいと思っております。

そういう前提で考えますと、皆様方各省を背負っていらっしゃるわけですが、皆様方の各省のお考え、これは単なる利益代表ではございません。省の本当の国益に従った案を10月末までに出していただけるとありがたい。出していただくということは、ここで議論の素材にするという意味でございますので、どうかそういうことを前提にして議論をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

若干事務的なことにつきましては、今、司会をしていただいております峰崎副大臣から後刻お話しがあらうかと思いますが、どうかよろしくお願ひします。ありがとうございました。

○峰崎財務副大臣

続きまして、菅副総理・会長代行、よろしくお願ひいたします。

○菅会長代行

新しい税制調査会の会長代行として、一言だけごあいさつを申し上げます。

今日のこの税制調査会の第1回会合に当たりまして、国家戦略室が仰せつかっております税財政の骨格ということの役割に沿って、実は内容的には昨年来当時の民主党税制調査会、同じ藤井先生が会長でありましたが、その中で一昨年まとめられました税制改革の大綱及び昨年まとめられました税制抜本改革アクションプログラムなどをベースにして、今まさに起きている時代の変化に対応できるような審議内容を国家戦略室としてまとめさせていただきまして、総理に一つの参考として提示をさせていただきました。

委員の皆さんにおいては、今、総理並びに財務大臣からもお話がありましたけれども、まさにこれまでの業界代表が集まる税制調査会という形から、本当に国民の利益を代表する税制調査会というその名にふさわしい活動を期待したいと思います。

その中でも、人口の減少、高齢化、地球温暖化をいかにして止めるかといっ

た、まさに地球規模あるいは国家規模の大きな課題に対しても、税制の在り方は大変関連をしておりますので、そのことも勿論皆さんおわかりのとおりだと思いますが、含めてしっかりした御議論をいただきたいということを私からも一言申し上げて、あいさつに代えさせていただきます。

どうかよろしく申し上げます。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。

続きまして、原口会長代行よりごあいさついただきたいと思います。

○原口会長代行

皆さん、こんにちは。

地方税を所管する立場から、会長代行として、この同志の皆さん、鳩山総理始め多くの皆さんと一緒にこの歴史的な一瞬に立ち会えたことを、心から誇りに思います。

まさに税というのは国と地方の在り方、国の形を決める根幹でございます。私たちが追及してきたH A T - K Zシステム。一回中央にお金を集めてそれを地方に分配する。この間にどれほど多くの無駄があったか。

依存と分配の政治でどれほど多くの国民の皆さんが置いてきぼりを食い、そしてこれは藤井財務大臣のお言葉を借りれば、三位一体改革で財政力が弱ければ弱いほど、小さければ小さいほど、今、地方ではその厳しい財政に苦しんでおります。公共サービス格差が拡大をすれば、私たちは国民の最低限の権利さえ保証することができなくなります。この税制調査会においては、中央政府と地方政府が対等の立場で議論をし、結論を得ていく、この大きな原則の中で、私も全力を挙げて頑張ってまいりたいと思います。

また、公益の担い手は官ばかりとは限りません。私たちは公共サービス基本法、これを成立させることができました。公益の担い手を市民化しなければいけない、自由化しなければいけない。公益の市民化、自由化、まさにN P Oの大きな役割がそこにあるわけでございます。

古い枠の政治はもう終わりました。私たちは地域主権改革ということはこの鳩山内閣の一丁目一番地の改革の目玉にしています。今すぐにでもできることがたくさんあります。

今まで、今日、鳩山総理と一緒に地方分権改革推進委員会の第3次勧告、丹羽委員長が手交されまして、私たちはその改革の勧告を着実に積極的に進めていくということをお伝え申し上げたわけでございます。

まさにここの税調での議論は、国民の生活の安定がどうなるのか、私たちの暮らしがどうなるのか、国民が大変注目しているところでございます。その意味で、我が国の進むべき道筋をここで決定するといっても過言ではありません。

私も地方の声をしっかりと聞いて、声を聞くということは何も予算を確保する、税を確保するという事だけではありません。ただただそこに甘い言葉を告げることはありません。知事会にもお願いをして、今回の補正の見直しについても、ここは私たちは要らないのではないかという積極的な御提言もいただいています。国民との共同、地域との共同によって国の形を変えていこうではありませんか。

この税制調査会で、会長代行として皆様に一言連帯と決意を申し上げまして、ごあいさつに代えたいと思います。皆さん、頑張りましょう。

(報道関係者退室)

(鳩山内閣総理大臣退室)

○峰崎財務副大臣

それでは、先ほど会長から御指名がありましたけれども、今後の税調の運営について、私の方から御説明させていただきたいと思います。

お手元に資料が配付されております。それらを随時参考にしていただきたいと思います。最初に、閣議決定の内容に関連して説明を申し上げたいと思います。

税制調査会の組織についてということで、9月29日の閣議決定のとおり、税制調査会を設置したいと思います。

税制調査会には、社民党から政策審議会長、国民新党から政務調査会長に御参加をいただくこととなりますが、法律上の官職の手当をするまでの間は、オブザーバーとして、企画委員会を含め御参加をいただくこととなります。

全体の会合については、すべての委員に参加をしていただきますが、運営などの重要事項については、企画委員会で議論をすることとなります。お手元の名簿の中に、企画委員会でどなたが主査をするのかといった点についてもそこに記載をしているとおりでありまして、一番右端に○印が付いているのが企画委員メンバーでございます。

全体の会合と企画委員会の議長は、私財務副大臣と、お隣に座っていらっしゃいます渡辺総務副大臣が案件に応じて担当いたします。案件とは、いわゆる国税、地方税ということでございます。

財務大臣政務官、総務大臣政務官には、企画委員会の事務局長、事務局長代理として運営全般に責任を持って担っていただくことになっております。その名前についても、その名簿に記載をされております。

更に、税制調査会といたしましては、必要に応じまして専門的な意見を求めるため、学識経験者の参集を求めることといたします。

なお、旧政府税制調査会は、10月1日の閣議決定により、本日付で廃止をされました。

次に会議の運営要領でございます。お手元に「税制調査会の運営について」ということで記載をしているとおりでございます。

税制調査会の定例日は、当面、火曜、木曜の午後1時半から3時までとし、金曜日を予備日といたします。ただし、国会開会中は、午後5時以降の開催となります。11月後半以降は、ほぼ毎日の開催となることも予想されますので、御承知置きいただきたいと思っております。

更に委員の随行者については、会場の都合がございまして、原則1名とし、2名以上となる場合は事前に御連絡をいただき、調整をさせていただきたいと思っております。

委員が出席できない場合の副大臣、政務官の代理出席につきましては、その都度会長が判断をすることになります。

全体の会合は記者の傍聴、インターネット中継、記者会見により原則公開といたします。企画委員会につきましては、原則公開とせず、記者に対するブリーフによって対応をいたしたいと思っております。

次に、租税特別措置のプロジェクトチームについて申し上げたいと思っております。ただいま会長の指示がございましたように、租税特別措置及び非課税等特別措置の見直しのための論点整理に関するプロジェクトチームを設置いたします。

租税特別措置につきましては、11月後半以降の本格的審議に入る前に、租特透明化や租特の見直し方針をお示ししたいと考えております。その論点整理のために、まずは財務副大臣、総務副大臣を座長、座長代理、財務大臣政務官、総務大臣政務官をプロジェクトチームのメンバーとし、11月後半からの本格的審議に備えた作業を行いたいと思っております。

各府省副大臣による要望見直しに当たって、留意点を申し上げたいと思っております。

租税特別措置につきましては、租特PTにおいて見直しの方針を議論することになるわけではありますが、要望の見直し時期が先ほど会長からもお話がありましたように、10月末、すなわち10月30日金曜日となっておりますので、私としましては、各府省副大臣による要望の見直しに当たっては、これまで民主党においてとりまとめた考え方を踏まえまして、次の3点に留意いただきたいと思いますと考えております。

第1点は、各府省副大臣による要望事項の見直しに当たっては、その要望が真に必要なかどうかを精査し、できる限り積極的な絞込みを行っていただきたいということでもあります。

第2点は、減税を要望する場合には、財政規律を維持する観点から、いわゆるペイ・アズ・ユー・ゴー原則、すなわち財源なくして減税なし、この原則に基づきまして、見合い財源案と合わせて提出をしていただきたいと思います。と存じます。

第3点は、既存の租税特別措置につきましても、ゼロベースからの徹底した見直しを行うこと、その見直しに当たっては、特に第1に租税特別措置の背景にある政策に、果たして今日的な合理性が認められるのかどうか。

第2に、租税特別措置の政策実現に向けた手段として、果たして有効性が認められるのかどうか。

第3に、租税特別措置に補助金等の政策手段と比較して、相当性が認められるのかどうか。

これら3点の観点を含めた厳しい視点に立って見直しを行った上で、その成果を税制改正要望に含めて提出をしていただきたいと存じます。

以上の留意点につきましては、お手元に文書として配付をしていますので、御参照願いたいと思います。

なお、政策会議が開催されているわけではありますが、政策会議との関連について申し上げたいと思います。各府省副大臣におかれましては、各省政策会議等を通じて、与党及び主管団体との調整に責任を持っていただきたいと存じます。査定側の気概を持って調整に当たっていただきたいと存じます。

さて、また臨時国会等への対応でございますが、最後になりますけれども、税制改正につきましても、原則として以上のような年度改正のプロセスで検討していくことになるわけではありますが、例えば臨時国会提出法案との関係で、税制上の判断が必要となる場合などの例外的な取扱いについては、税調の議を経る必要があるわけでありまして、事前の登録をお願いいたしたいと存じます。

以上でございます。

ただいまから、今、申し上げました点につきまして、質疑応答に入りたいと思いますので、どなたでも結構でございます。手を挙げて、またマイクロフォンのランプを付けてお話しいただきたいと思います。

どうぞ。

○後藤文部科学大臣政務官

1点だけ確認をさせていただきます。

今の財務副大臣からお話があった部分で、対外的に公募方式で3省庁がやられているというお話を聞いていますが、公募方式は全体がやるんですか。それともそれぞれの省の判断で対応してよろしいのでしょうか。

○峰崎財務副大臣

このやり方については、それぞれ創意工夫をしていただいているのではないかと思います。今の御指摘ございました点、まだ3大臣とも全くこういった点についての扱いを議論しておりません。

3省庁で公募方式をとられているということですが、もう10月30日までです。しかも公募が出てきたものに対しての質疑というか内部における審議

その他があると思いますので、果たしてこれからやって十分間に合うかどうかということではありますが、是非期日までに創意工夫を凝らして、国民にとってよりよい税制改正にしていかなければいけない。そういう観点から、その点は進めていただいて結構だと思います。

どうぞ。

○馬淵国土交通副大臣

租特P Tの論点整理見直し等の最終的な期限というのは、目途はいつごろまでにされるのでしょうか。

○峰崎財務副大臣

目途として11月の中旬まで。その中旬以降、論点が整理されましたら、集中的に会議が連日のようにわたって開かれていくと理解していただいて結構だと思います。

どうぞ。

○長浜厚生労働副大臣

先ほど予算とも十分絡んでくるというお話もありましたけれども、ここにおられる方以外といたしますか、社民党さん、国民新党さんも含めてでございますが、衆参の議員の皆様にご説明いただいた御方針を周知徹底するというプロセスについて御説明をいただければと思います。

というのは、政策会議を今、予算の関係で概算要求等をやっておりますけれども、当然この問題もやらなければなりません。

○峰崎財務副大臣

それぞれ今日、御出席の副大臣の皆さん方から府省の政策会議で勿論、今日、提起したことについての議論をしていただきたいと思います。更に、私ども今日はまだ十分整理をしておりますませんが、当然税制というのは国の根幹に関わるところでございますので、今お話があったようなことについて総務の副大臣、私財務の副大臣と一緒に税制に関して全体についてそういうことを用意ドンで話をする場、今のようなお話をできるだけ早い機会に実現をした方がいいのではないかと、こういう意見を今お互いに持っておりますので、そういった点を実現できるように努力していきたい。そこで全議員にこういう方針で進めますよということについての改めての周知徹底の場が必要かなと思っております。

どうぞ。

○原口会長代行

今のに関連してよろしいですか。かつての依存と分配の政治の中では、党税調というのが非常に大きな役割を果たしました。私たちはもう言うまでもなく、政権に一元化をしていますから、党の所属議員の皆さんにつまびらかに説明をすることと、この税調である機関を設けることとは全く別だと思っております。



て、まさに自民党税調のようなものを私たちはつくってはならないという強い意思を持っておるところでございます。

○峰崎財務副大臣

今のことも含めて、我々としてはしっかり政治家主導というか内閣主導の下でこの議論を進めていくということは一致しておりますので、その点に変更ありません。

どうぞ。

○増子経済産業副大臣

そうしますと、この税調に関わっていない党所属議員の皆さんの考え方やさまざまな意見の反映というのは、それぞれ各省の政策会議を通してまとめていということで理解してよろしいのでしょうか。

○峰崎財務副大臣

それが原則でございます。

○増子経済産業副大臣

全体的なものではなく、あくまでもそこでまとめてきてくれということですね。わかりました。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○下地国民新党政務調査会長

国民新党と社民党はオブザーバーで参加をさせていただいておりますけれども、党で考えた税制改正要望が出た場合には、これは各省に持って行ってそこから上げる仕組みにするのか、私どもがこの場所で話をしたらいいのか、どちらを選択すればいいのでしょうか。

○峰崎財務副大臣

原則的には与党の皆さん全員に各府省の会議を呼びかけるはずですが、ただ、それで全部の省庁に属していないとか、いろいろ党としてまた独自の考えを持たれることがあると思いますので、それらについてはこちらに企画委員会とかそういったところで考え方を披瀝していただいて、それをまた議論していくことは十分あると思います。

○下地国民新党政務調査会長

わかりました。

○峰崎財務副大臣

社民党さん、よろしいですか。

○近藤社会民主党政策審議会会長代理

同様の質問でありましたけれども、今、了解をいたしました。

○峰崎財務副大臣

ございませんか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、本日の会議は以上で終わらせていただきたいと思います。本日の会議につきましては、この後、私、古本政務官、更に渡辺総務副大臣、小川政務官、古川内閣副大臣で記者会見を行うことといたします。

次回日程につきましては、改めて開催通知をお送りいたしたいと思いますが、現在のところ、次回は10月20日火曜日、午後1時半からを予定しております。御参集ありがとうございました。場所はまた追って連絡を申し上げます。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。